

藤野芸術の家宿泊約款

- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等については料金をいたしません。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊者は、宿泊日当日、当施設受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の団体名、氏名、年齢、性別、住所及び連絡先電話番号
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) 宿泊目的
- (5) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第10条 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊者は、当施設の利用にあたり、本約款及び別途、当施設が定める利用規則及び各種法令等を遵守していただきます。

(営業時間)

第12条 当施設の主な施設等の営業時間及び、その他の施設等の詳しい営業時間は藤野芸術の家利用案内又は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内します。

- 2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(宿泊料金の支払い)

第13条 当施設宿泊申し込み者は、本サービスの提供を受けるにあたって、別途定める宿泊料金等を当施設にお支払いいただきます。

- 2 宿泊料金は、前納とします。宿泊申し込み者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、藤野芸術の家利用案内 宿泊料金表に掲げるところによります。
- 3 宿泊料金等の支払いは日本国通貨により、宿泊日を含む7日前までに、当施設が指定する方法で支払うものとします。ただし、宿泊料金の支払日を指定するにあたり、当施設が請求したことに限ります。

(当施設の責任)

第14条 当施設は、宿泊契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当施設の責めに帰すべき事由でないときは、この限りではありません。

(現金及び貴重品の取り扱い)

第15条 当施設では、現金及び貴重品をお預かりすることができません。万が一現金及び貴重品が紛失若しくは毀損等の損害が生じても、当施設は一切責任を負いません。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊者の当施設への到着に先立って当施設に到着した場合は、当該手荷物の到着前に当施設が了解していたときに限り責任をもって当該手荷物を保管し、宿泊者が当施設のフロントにおいてチェックイン若しくは当日宿泊申込みをする際に当該手荷物をお渡します。

- 2 当施設における忘れ物について所有者が明確な場合は、当施設より宿泊者に連絡いたします。
- 3 忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届けることなく廃棄いたします。
- 4 第3項の取り扱いにつき、当施設は一切の損害賠償に応じることはできません。

(駐車場の責任)

第17条 当施設宿泊者が、当施設の駐車場を利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第18条 宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(利用権の譲渡禁止)

第19条 宿泊申し込み者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡、又は転貸することはできません。

(管理上の立ち入り)

第20条 当施設は、管理上の必要により、宿泊室への立ち入りを行う場合があります。

(原状回復の義務)

第21条 宿泊者は当施設の宿泊を終了したときは、速やかにその宿泊に係る施設・設備等を原状に回復させなければなりません。なお、第8条(5)号に該当して宿泊を取り消された場合、又は宿泊を制限若しくは停止された場合にやむを得ない場合は、この限りではありません。

(施設等の変更禁止)

第22条 宿泊者は当施設の施設等に特別の設備を付加、又は変更を加えることはできません。但し、あらかじめ当施設の承認を受けたときは、この限りではありません。

(宿泊料金等の変更)

第23条 当施設は、宿泊者が負担する宿泊料金等を、社会経済情勢等の変動に応じて変更する場合があります。この場合、当施設は事前に適当と認める方法で告知します。

別表1 違約金

宿泊日を含む7日前及び宿泊料金支払い後	100%
---------------------	------

別表2 予約金

1人一泊につき 500円

(適用範囲)

第1条 藤野芸術の家(以下、「当施設」といいます。)が、宿泊申し込み者との間で締結する宿泊契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令又は慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをされる方には、次の事項を申し出ていただきます。

- (1) 宿泊申し込み者の団体名又は氏名、年齢、性別、住所及び電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金等の確認
 - (4) 宿泊目的
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
- 2 当施設の申し込み方法は、藤野芸術の家利用案内等に掲げるところによります。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が第2条第1項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

- 2 宿泊契約が成立した場合、その後の宿泊日の変更には応じかねます。なお、宿泊申し込み者の都合により宿泊日を変更する場合には、一度宿泊契約を解除したうえで、新たに宿泊予約のお申し込みをしていただきます。

(予約金)

第4条 宿泊契約が成立したときは、当施設が別表2に定める予約金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

- 2 お預かりした予約金は、当施設は宿泊申し込み者に返還しないものとし、宿泊申し込み者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当します。
- 3 第1項の予約金を同項の規定により当施設が指定した日までに支払っていない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし予約金の支払い期日を指定するにあたり、当施設がその旨を告知した場合に限ります。

(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、当施設は宿泊契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第1項の予約金の支払いを求めなかった場合及び予約金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第6条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊契約の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 宿泊室に空きがないとき。
- (3) 当施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。また、利用者が、「神奈川県暴力団排除条例」第2条第2号、第3号、第4号、第5号に定める暴力団及び暴力団員、又は暴力団員等、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- (8) 宗教の布教活動に属するとき。
- (9) その他宿泊させることが当施設の管理上支障があると認められるとき。

(宿泊予約者の契約解除権)

第7条 宿泊申し込み者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊申し込み者がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第4条第1項の規定により当施設が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊申し込み者が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表1に掲げるところにより、違約金を求めます。
- 3 宿泊申し込み者の都合により宿泊契約の全部又は一部を取り消した場合、既納の予約金については、当施設は宿泊申し込み者に返還しないものとし、不足する場合は、当該宿泊申し込み者は、不足分を当施設に支払うものとします。
- 4 宿泊者の都合により宿泊契約を取り消す場合は、当施設に必ず連絡をしていただきます。また、当施設は、宿泊者が当日到着予定時間までに到着しないときは、宿泊契約が解除されたものとして処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第8条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 当施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。また、利用者が、「神奈川県暴力団排除条例」第2条第2号、第3号、第4号、第5号に定める暴力団及び暴力団員、又は暴力団員等、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (4) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により当施設の宿泊ができなくなったとき、又は、その災害が宿泊者に及ぶと当施設が判断したとき。
- (6) 宗教の布教活動に属するとき。
- (7) その他宿泊させることが当施設の管理運営上支障があると認められるとき。

藤野芸術の家 クリエーションホール・音楽スタジオ・会議室

利用約款

(適用範囲)

第1条 藤野芸術の家(以下、「当施設」といいます。)が、利用申し込み者との間で締結するクリエイションホール・音楽スタジオ・会議室利用契約(以下「利用契約」という。)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当施設が、法令又は慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(利用契約の申し込み)

第2条 当施設に利用契約の申し込みをされる利用者には、次の事項を申し出てください。

- (1) 利用申し込み者の団体名又は氏名、住所及び電話番号
- (2) 利用日及び利用時間
- (3) 利用料金等の確認
- (4) 利用目的
- (5) その他当施設が必要と認める事項

- 2 当施設の申し込み方法は、藤野芸術の家 利用案内等に掲げるところによります。

(利用契約の成立等)

第3条 利用契約は、当施設が第2条第1項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

- 2 利用契約が成立した場合、その後の利用日の変更には応じかねます。なお、利用申し込み者の都合により利用日を変更する場合には、一度利用契約を解除したうえで、新たに利用予約のお申し込みをしていただきます。

(予約金)

第4条 利用契約が成立したときは、当施設が別表2に定める予約金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

- 2 お預かりした予約金は、当施設は利用申し込み者に返還しないものとし、利用申し込み者が最終的に支払うべき利用料金に充当します。
- 3 第1項の予約金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、利用契約はその効力を失うものとします。ただし予約金の支払い期日を指定するにあたり、当施設がその旨を告知した場合に限ります。

(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、当施設は利用契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 利用契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第1項の予約金の支払いを求めなかった場合及び予約金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(利用契約締結の拒否)

第6条 当施設は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用契約の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) ホール・スタジオ等に空きがないとき。
- (3) 当施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。また、利用者が、「神奈川県暴力団排除条例」第2条第2号、第3号、第4号、第5号に定める暴力団及び暴力団員、又は暴力団員等、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (6) 利用しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき。
- (8) 宗教の布教活動に属するとき。
- (9) その他利用させることが当施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用申し込み者の契約解除権)

第7条 利用申し込み者は、当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。

- 2 当施設は、利用申し込み者がその責めに帰すべき事由により、利用契約の全部又は一部を解除した場合(第4条第1項の規定により当施設が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に利用申し込み者が利用契約を解除したときを除きます。)は、別表1に掲げるところにより、違約金を求めます。
- 3 利用申し込み者の都合により利用契約の全部又は一部を取り消した場合、既納の予約金については、当施設は受領することができるものとし、不足する場合は、当該利用申し込み者は、不足分を当施設に支払うものとします。
- 4 利用者の都合により利用契約を取り消す場合は、当施設に必ず連絡をしていただきます。また、当施設は、利用者が当日連絡をしないで到着予定時間までに到着しないときは、利用契約が解除されたものとして処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第8条 当施設は、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することがあります。

- (1) 当施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。また、利用者が、「神奈川県暴力団排除条例」第2条第2号、第3号、第4号、第5号に定める暴力団及び暴力団員、又は暴力団員等、暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (4) 利用者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により当施設の利用ができなくな

ったとき、又は、その災害が利用者に及ぶと当施設が判断したとき。

(6) 宗教の布教活動に属するとき。

(7) その他利用させることが当施設の管理運営上支障があると認められるとき。

- 2 当施設が前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、利用者がいまだ提供を受けていない利用サービス等については料金をいたしません。

(利用の登録)

第9条 利用申し込み者は、利用日当日、当施設受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 利用申し込み者の団体名、氏名、住所及び連絡先電話番号
- (2) 利用日及び利用時間
- (3) 利用目的
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(利用規則の遵守)

第10条 利用者は、当施設の利用にあたり、本約款及び別途、当施設が定める利用規則及び各種法令等を遵守していただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間及び、その他の施設等の詳しい営業時間は、藤野芸術の家利用案内又は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内します。

- 2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(利用料金の支払い)

第12条 当施設利用申し込み者は、本サービスの提供を受けるにあたって、別途定めるクリエイションホール、音楽スタジオ、会議室料金等(以下、「利用料金」といいます。)を当施設にお支払いいただきます。

- 2 利用料金は、前納とします。利用申し込み者が支払うべき利用料金等の内訳は、藤野芸術の家利用案内クリエイションホール、音楽スタジオ、会議室料金表に掲げるところによります。
- 3 利用料金等の支払いは日本国通貨により、利用日を含む7日前までに、当施設が指定する方法で支払うものとします。ただし、利用料金の支払日を指定するにあたり、当施設が請求した場合に限ります。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、利用契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由でないときは、この限りではありません。

(現金及び貴重品の取り扱い)

第14条 当施設では、現金及び貴重品をお預かりすることができません。万が一現金及び貴重品が紛失若しくは毀損等の損害が生じましても、当施設は一切責任を負いません。

(利用者の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 当施設における忘れ物について所有者が明確な場合は、当施設より利用者に連絡いたします。

- 2 忘れ物の所有者が判明しないときは、その後最寄りの警察署に届けます。ただし、食品等腐敗するものは警察署に届けることなく廃棄いたします。
- 3 第2項の取り扱いにつき、当施設は一切の損害賠償に応じることとはできません。

(駐車場の責任)

第16条 当施設利用者が、当施設の駐車場を利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(利用者への責任)

第17条 利用者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該利用者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(利用権の譲渡禁止)

第18条 利用申し込み者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡、又は転貸することはできません。

(管理上の立ち入り)

第19条 当施設は、管理上の必要により、利用施設への立ち入りを行う場合があります。

(原状回復の義務)

第20条 利用者は当施設の利用を終了したときは、速やかにその利用に係る施設・設備等を原状に回復させなければなりません。なお、第8条(5)号に該当して利用を取り消された場合、又は利用を制限若しくは停止された場合にやむを得ない場合は、この限りではありません。

(施設等の変更禁止)

第21条 利用者は当施設の施設等に特別の設備を付加、又は変更を加えることはできません。但し、あらかじめ当施設の承認を受けたときは、この限りではありません。

(利用料金等の変更)

第22条 当施設は、利用者が負担する利用料金等を、社会経済情勢等の変動に応じて変更する場合があります。この場合、当施設は事前に適当と認める方法で告知します。

別表1 違約金

利用日を含む7日前及び利用料金支払い後	100%
---------------------	------

別表2 予約金

利用料金総額の20%
